政令第二百一号

福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

福島復興再生特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年六月三十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二号

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第九条第三項、第十条第三項及び第四項、第十一条第三項、第十二条第三項及び第四項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第三項及び第四項、第十五条第三項及び第四項、第十六条第三項及び第五項、第八十六条並びに第八十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を第七項とし、第一項から第三項までを三項ずつ繰り下げ、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第十条第三項、第十二条第三項、第十五条第三項及び第十六条第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2　法第十三条第三項に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

3　法第十四条第三項に規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
地すべり等防止法第五十一条第一項第二号の規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	森林管理局長

地すべり等防止法第五十一条第一項第二号イの規定により農林水産大臣が主務大臣となる場合における農林水産大臣の権限	地方農政局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長

第七条に次の三項を加える。

8　第三条第一項及び第四項、第六条第一項、第四項及び第五項、第十三条第一項及び第四項並びに第十五条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

9　第八条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10　第十条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限は、第三項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

第七条を第二十四条とし、第二条から第六条までを十七条ずつ繰り下げる。

第一条第一項中「福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の十七条を加える。

（国が行う土地改良事業の負担金）

第一条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第八条第三項の規定により国が行う土地改良事業についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興漁港工事に係る権限の代行）

第二条　農林水産大臣は、法第九条第一項の規定により復興漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2　法第九条第三項の規定により農林水産大臣が漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下この項において「漁港法」という。）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一　漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第一項の規定により他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用すること。

二　漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

三　漁港法第三十六条第二項の規定により非常災害のために急迫の必要がある場合に、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は同項各号に掲げる処分をすること。

四　漁港法第三十六条第三項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

五　漁港法第三十九条第一項の規定による許可を与えること。

六　漁港法第三十九条第三項の規定により同条第一項の規定による許可に必要な条件を付すること。

七　漁港法第三十九条第四項の規定により同項に規定する者と協議すること。

八　漁港法第三十九条第五項各号列記以外の部分又は同項第二号の規定により区域又は物件の指定をし、及び同条第六項の規定により公示すること。

九　漁港法第三十九条の二第一項の規定により処分をし、又は措置を命ずること。

十　漁港法第三十九条の二第二項の規定により措置をとることを命ずること。

十一　漁港法第三十九条の二第四項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせ、及び同項後段の規定により公告すること。

十二　漁港法第三十九条の二第五項の規定により工作物等（同条第一項に規定する工作物等をいう。次号において同じ。）を保管し、及び同条第六項の規定により公示すること。